

令和 2 年度決算に係る
定期 監 査 資 料

令和 3 年 6 月

中部総合事務所生活環境局

組織改正に伴い業務を引き継いだ機関

中部総合事務所環境建築局

中部総合事務所倉吉保健所 (生活安全課)

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	2
5	主な事業に関する調べ	3
6	収入証紙取扱額調べ	9
7	現金の取扱状況	9
8	財産に関する調べ	9
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付及び使用許可調べ	10
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ	13
11	職員駐車場の管理状況調べ	13
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	13
13	備品の処分状況調べ	13
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	13
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
15	食品衛生施設の監視の状況	15
16	狂犬病予防等の状況	16
	(1) 狂犬病予防の状況	
	(2) 動物愛護の状況	
17	環境衛生監視等の状況	17
	(1) 衛生関係施設監視等の状況	
	(2) 環境関係施設監視指導等の状況	
	(3) 廃棄物処理施設監視等の状況	
18	鳥獣保護等の状況	21
	(1) 傷病鳥獣救護等の状況	
	(2) 狩猟免許保有者等の状況	
19	農薬、肥料販売・生産施設監視の状況	21
20	食品表示法に基づく食品表示適正化指導の状況	21
21	住宅関連許認可等の処理状況の調べ	22
	(1) 許認可等の状況	
	(2) 不許可（取下げ、不受理）の状況	
22	県営住宅入居状況等調べ	23
○	意見、要望等	25

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和3年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備考
		当 該 年 度	2.4.1 現 在	当 該 年 度	2.4.1 現 在	当 該 年 度	2.4.1 現 在	当 該 年 度	2.4.1 現 在	
定員			3		26		1		30	
現員	()	()	2	()	(2) 27	()	()	()	(2) 30	過員(育休)2 (生活安全課1 建築住宅課1)
過不足(△)			△1		1		0		0	
臨時的 任用職員			0		0		0		0	
会計年度 任用職員	()	(1) 4			8		0		12	・事務員3 ・廃棄物適正処理推 進指導員1 ・食品衛生指導員1 ・狂犬病予防指導員 兼動物愛護技術員 2 ・自然保護監視員1 ・家賃滞納指導員2 ・建築技師1 ・過員(育休)1

4 役付職員の調べ

(令和3年6月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
局長兼建築住宅課長	隠樹 正人	年 月 2	
副局長兼環境・循環推進課長	福政 民栄	2	
生活安全課長	山田 浩昭	2	
参事	田中 新一郎	2	
環境・循環推進課課長補佐	中嶋 孝行	2	(1年2月)
環境・循環推進課課長補佐	山本 康典	2	(2年2月)
環境・循環推進課課長補佐	西山 泰司	2	
環境・循環推進課課長補佐	吉田 篤史	2	
建築住宅課課長補佐	米田 秀哉	2	(3年2月)
建築住宅課課長補佐	西谷 薫	2	(5年2月)
生活安全課課長補佐	森川 伸昭	2	
生活安全課課長補佐	木村 優子	2	(1年2月)

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
地域の環境保全と生活衛生関連施設の指導	—	—	—	—	—
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	—				
政策項目	—				

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- 環境関連法令に基づき事業場等に対して立入検査・指導を行うことで、基準違反及び事故発生を未然に防止し地域の環境保全を図る。
- 旅館、公衆浴場等の生活衛生営業関連施設に対して立入検査・指導を行うことで、衛生基準の順守による適切な衛生環境の確保を図る。

(イ) 事業の実施状況

【監視指導】

- ・ばい煙発生施設、事業系排水排出施設、アスベストを使用した建築物の解体工事等に立入検査を実施し、不適切な事項に対しては文書指導を行った。
- ・旅館、公衆浴場などレジオネラ属菌による感染症が発生する可能性のある施設に立入検査を行い、水質検査の実施状況及び衛生管理状況を確認し、必要な助言・指導を行った。
- ・理容所・美容所に立入検査を実施し、消毒方法の確認指導、有資格者の確認等を行い、指導等を行った。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応を優先したことから、立入件数については一部減となっている。

	ばい煙関係	事業場排水関係	アスベスト関係
立入検査数	55 (1)	16 (0)	95 (4)

※ () 内は文書指導数

【行政検査】

- ・ばい煙、事業場排水、解体現場でのアスベスト飛散状況等の検査を実施し、検査結果を基に助言・指導を行った。
- ・R2年度は新型コロナ対応もあり、事業場排水の行政検査を当初の23件から13件に見直しを行った（市・町が管理する排水処理施設を減）。

	ばい煙等	事業場排水	アスベスト
検査実施施設数	2	13	6

【講習等の実施】

- ・生活衛生営業関係の事業者団体等が実施する衛生講習会等に講師を派遣した。（6回）
- ・（一社）鳥取県産業資源循環協会が実施する建築物の解体を行う事業者向け研修会に講師を派遣しアスベストを使用した建築物の解体に係る法令等について周知した

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・アスベスト使用施設の解体現場に積極的に立入りし、工事に係る法令等の遵守状況の確認を行った。
（監視率※： 57% (R1) ⇒94% (R2)） ※立入監視数/届出数×100

ウ 成果及び効果

- ・旅館、温泉利用許可等に係る法令上の手続きの不備（変更手続き漏れ）が散見されたが、事業者に対して速やかに指導・助言を行うことで改善を図ることができた。

エ 課題

- ・アスベストを使用した建築物の解体を行う事業者について、法令等に定められた義務を十分に理解していない事例（事前調査の未実施、作業掲示の未実施）もあることから、今後も継続して積極的な監視・指導を行う必要がある。
- ・大防法、石綿条例が令和3年4月1日施行で改正されたが、新型コロナウイルス感染症対策で説明会はオンラインのみの開催であったことから、オンラインに参加ができない事業者がいた場合、新たに規定された事項について対応漏れがでないか懸念される。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳																																	
		国庫支出金	起債	その他	一般財源																														
廃棄物の不法投棄対策強化事業	183	-	-	-	183																														
将来ビジョン	-																																		
令和新時代創生戦略	-																																		
政策項目																																			
<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>産業廃棄物の不法投棄をはじめとする不適切処理事案に対して、行政、関係機関及び一般県民と連携を取りながら、不法投棄の解決及び未然の防止を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物適正処理推進指導員（警察官OB）による不法投棄監視パトロール（17日/月）を実施した。 ・ 産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会（構成員：市町、国交省、警察署、県）を開催し、不法投棄物の撤去作業や未然防止対策を協議した。 ・ 産業廃棄物の不法投棄や野焼き事案に関しては、積極的に警察へ情報提供した。 ・ 不法投棄監視カメラ等の利用により、投棄者に対する指導・取締りを継続実施した。 <p>イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>特になし</p> <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が鳥取県不法投棄廃棄物処理事業補助金を活用し、2件の不法投棄現場の撤去を行った（三朝町、湯梨浜町）。 ・ 近年の不法投棄事案の処理状況は下表のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規発見数</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>うち産業廃棄物</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>処理件数</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>54</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>81</td> <td>83</td> <td>84</td> <td>65</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未処理件数は、過年度分からの蓄積案件を含む。</p> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投棄者が不明で、投棄量が多量であり、地形的な要因もあって撤去費用が高額となるために処理できない事案や投棄者が判明しても所在不明であるような事案が多いため、未処理件数が無くならない。 ・ 不法投棄物の発見数は増加傾向にあり、その態様は空き缶やタイヤ、廃家電など、一般県民によることが否定しきれない不法投棄が比較的に見られている。こうしたことから、これまで以上に市町と協力した啓発活動（共同での広報活動など）に更なる注力が必要である。 						区分	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	新規発見数	31	31	33	35	37	うち産業廃棄物	1	2	2	2	1	処理件数	19	29	32	54	33	未処理件数	81	83	84	65	69
区分	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度																														
新規発見数	31	31	33	35	37																														
うち産業廃棄物	1	2	2	2	1																														
処理件数	19	29	32	54	33																														
未処理件数	81	83	84	65	69																														

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
食品衛生指導事業	—	—	—	—	—
将来ビジョン	—				
令和新时代創生戦略	—				
政策項目	—				
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的					
食品営業施設等への立入検査、営業の許可、食品検査及び営業者・消費者等への講習会等の実施を通じて、食中毒をはじめとする食に関わる事故の未然防止を図る。					
(イ) 事業の実施状況					
【立入検査】					
大量調理施設・給食施設 : 70件					
広域流通食品の製造施設 : 29件					
その他の施設 : 27件					
○食中毒発生時の被害状況を考慮し、過去2年間に違反のあった施設、大量調理施設(旅館・ホテル、仕出屋・弁当屋、学校給食施設)及び広域流通食品の製造施設等に重点的に立入りを行った。					
【食品検査】					
検査件数 : 123件(規格基準違反 1件、衛生規範不適合 1件)					
○規格基準違反及び衛生規範不適合であった製造者へ改善指導を行い、健康被害の発生を防止した。					
イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点					
HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に沿った衛生管理基準は、令和2年6月1日施行となり、1年間の経過措置期間を経て本格施行となる。食品関連事業者は「HACCPに基づく衛生管理(A基準)」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(B基準)」のいずれかを導入しなければならない。そのため特に、事業者数の多い小規模飲食店営業者を対象としたB基準の指導等を行い、手順書を配布するなど、新たな衛生管理について説明を行った。					
※HACCP: 食品の製造工程内で想定される危害を予め分析し、特に重要な工程を管理する衛生管理手法。事業者は、自ら使用する原材料や製造方法に応じて管理規定を策定し、衛生管理を実行する。					
ウ 成果及び効果					
① 令和2年度に中部管内の営業施設における食中毒の発生はなかった。					
② 大量調理施設及び広域流通する食品の製造施設等の重点監視については、目標121件に対し126件(104%)の監視指導を実施し、これらの施設においては、管理マニュアルの整備、管理記録の作成等を指導し、衛生管理の向上を図ることができた。					
③ A基準対象事業者: 5施設のうち3施設導入済み。B基準対象事業者: 312施設に立ち入りしたところ237施設(76%)が導入済み。					
④ A基準導入に自主的に取り組み、県版HACCPの認定取得を目指す事業者に対して、HACCP構築の技術的な助言を行ったことにより、令和2年度は新たに3施設が県版HACCPの認定を受け、管内の認定施設は合計15施設となった。					
エ 課題					
① HACCPに沿った衛生管理の義務化に係る経過措置期間は令和3年5月末までであるが、配布した手順書を紛失したり、記録が未実施であったり、実際に継続して運用することが難しいことから、個々に事業者の対応状況を確認するため、食品衛生協会等と連携して巡回指導を実施する必要がある。					
② 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響ため、導入研修会を予定どおり開催することができなかった。今後、立入時等に導入状況を確認し、研修会への参加を促したり、手引書を配布するなどの支援をする。					
③ 令和3年6月には、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設も行われるため、新たに許可又は届出の対象となる事業者への制度周知等を効率的かつ効果的に実施していく必要がある。					

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	一般財源	その他
国立公園満喫プロジェクト等推進事業(H28～R2)	101,148	49,824	0	51,324	0
将来ビジョン					
令和新时代創生戦略					
政策項目					

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

大山隠岐国立公園が日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」(※)のモデル地区として選定された。今後、増加が見込まれるインバウンドを取り込み、ナショナルパークに相応しいビューポイント拠点の整備等を行い、外国人観光客に魅力ある公園となるよう推進する。

※環境省が国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に全国8箇所の国立公園において訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施するモデル事業(ステップアッププログラム2020(H28～R2年度)、ステップアッププログラム2025(R3～R7年度))

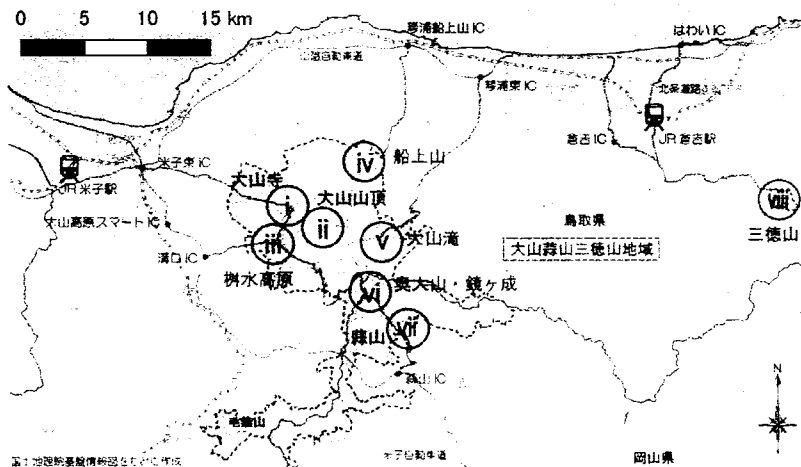


図 13 ビューポイント位置図(大山蒜山三徳山地域)

(イ) 事業の実施状況

【平成29年度】

- ①中国自然歩道(一向平)標識整備工事 1,446千円
- ②ロングトレイルルート(倉吉～三徳山)標識整備工事 8,440千円

【平成30年度】

- ①中国自然歩道整備(一向平キャンプ場～大山滝間)工事 14,999千円
- ②大山滝展望施設整備 21,990千円
- ③三徳山駐車場トイレの洋式化 2,096千円

【令和元年度】

- ①中国自然歩道整備(一向平キャンプ場～大山滝間)工事 14,761千円
- ②駒鳥避難小屋工法検討等調査設計業務等 10,990千円
- ③三徳山駐車場整備調査測量設計業務 2,148千円
- ④大山滝吊橋詳細調査及び耐力検討業務 12,831千円

【令和2年度】

- ①三徳山密坊駐車場の舗装工事 15,000千円
- ②駒鳥避難小屋改修工事 55,055千円
- ③大山滝吊橋調査測量設計業務 31,094千円

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ①駒鳥避難小屋の改修工法については、貴重なブナ林を伐採せず資材搬入可能な方法で冬期の降雪を待たずに単年度で施工した。
- ②三徳山密坊駐車場の舗装工事については、観光客及び三徳山イベント等との連携を図り施工した。
- ③大山滝吊橋における調査測量設計業務においては、利用者の安全確保の観点に加え景観への配慮、並びに通行止めとならないように施工できることを検討した。

ウ 成果

- ①三徳山密坊駐車場の舗装整備及び駒鳥避難小屋の改修整備をおこなったことにより、観光客の利便性向上、ひいては国立公園の魅力向上につながった。
- ②大山滝吊橋における調査・設計を計画どおり実施したことにより、令和3年度における詳細設計委託業務の円滑な推進につながった。

エ 課題

- ①国立公園満喫プロジェクト等推進事業は、令和2年度が整備最終年であったが引き続き第2期計画が策定されたため、地元関係者や関係機関等との調整を図り円滑な事業執行を進める必要がある。
- ②第2期計画では三徳山新選所新設、大山滝吊橋架替等の工事を行う計画であるため、関係部局等と連携を図りながら確実に進める必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
住宅維持管理費	44,585	-	-	44,585	-
将来ビジョン	-				
令和新時代創生戦略	-				
政策項目	-				

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県営住宅の入居に関する事務、修繕や植栽等の管理、共用部分の整備を実施すると共に、入居者からの要望、相談処理等を行うことにより、健康で文化的な生活を営むに足りる団地を維持管理する。

(イ) 事業の実施状況

- 家賃の決定、減免、滞納による明渡請求、滞納者への損害賠償請求のほか以下の事務を実施している。
 なお、入居に関する事務、維持管理に関する事務を鳥取県住宅供給公社及び市町（市町は、家賃徴収等事務を含む。以下、「管理代行者」という。）へ委託している。
- ・家賃、駐車場使用料の徴収事務…家賃決定通知の作成送付、入退居に伴う家賃調整、家賃徴収及び収納状況の確認・管理
 - ・家賃の納付指導等…家賃納付指導員による納付指導・家賃徴収及び滞納者に対する家賃等債権管理事務取扱要領に基づく督促、催告、分納誓約、解除予告、解除通知
 - ・団地の維持修繕…住宅管理人の任免、計画修繕及び個別修繕の実施
 - ・管理代行者等との連携調整…入居者からの苦情・相談に関する対応及び管理代行者との調整、県営住宅の維持管理に関する調整

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・過年度滞納者の未収金状況一覧を作成し、市町村からの報告等を受け随時更新しながら、徴収状況を把握し、滞納者へ適宜指導した。
- ・市町管理代行分の徴収率が県直轄分と比べ7%程度低かったため、退居滞納者への支払いを進めるため所在調査を行うよう指導した。

ウ 成果及び効果

- ・未収金は下表のとおり減少傾向にあり、令和2年度末の未収金は令和元年度をわずかに上回ったが2,178千円となった。

県営住宅未収金状況表

(単位：円)

区分	現年度分		過年度分		合計	
	未収額	徴収率	未収額	徴収率	未収額	徴収率
R2 県直轄分	84,700	99.9%	179,202	66.7%	263,902	99.7%
管理代行分	999,860	96.1%	914,993	43.8%	1,914,853	93.0%
計	1,084,560	99.0%	1,094,195	49.5%	2,178,755	98.1%
R1 県直轄分	149,100	99.8%	388,781	12.2%	537,881	99.4%
管理代行分	517,611	98.1%	1,109,593	56.4%	1,627,204	94.5%
計	666,711	99.4%	1,498,374	49.8%	2,165,085	98.2%
H30 県直轄分	0	100.0%	443,681	45.1%	443,681	99.5%
管理代行分	1,059,900	95.9%	1,580,793	48.5%	2,640,693	90.9%
計	1,059,900	99.1%	2,024,474	47.8%	3,084,374	97.3%

エ 課題

- ・徴収率は昨年度比0.1%下がったが、主に管理代行の現年分が増加したことによるため、市町の徴収状況を随時確認、指導しながら、徴収率向上に努める。
- ・新たな滞納発生を予防するため、随時納付指導を行うとともに、県営住宅債権管理事務取扱要領による解除予告などを確実に実施する。
- ・市町管理代行分の退居滞納者未収金の回収が進んでいないので、保証人を含め所在を確認し、督促や市町の訪問徴収に同行するなどして未収金の回収に努める。

6 収入証紙取扱調べ

有 ・ 無

7 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和3年5月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
雑入	170	13	コピー代金
家賃等貸付料	1,252,066	73	
合 計	1,252,236	86	

(2) つり銭の状況

(令和3年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	20,000円

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和3年5月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購 入 枚 数	使用枚数及び金額	
枚	枚	0枚	枚
48	0	0円	48

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和3年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先 住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
電力供給	倉吉市 中河原347-1	本柱2本 支線1条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	4,500	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	小鴨	
電力供給	倉吉市関金町 安歩441-2	本柱2本 支線1条 支柱1本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	6,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	鴨川	
電力供給	倉吉市 小田651	本柱3本 支柱1本 支線3条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	10,500	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	上井	
電力供給	倉吉市 和田東町地内	本柱3本 支線1条 支柱1本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	7,500	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	東和田	
電力供給	倉吉市 北野761-24	支線4本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	6,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	北野	
電力供給	倉吉市 上米積448-1	本柱2本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	3,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	高城第一	
電力供給	倉吉市 西福守町803-3	本柱3本 支線4条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	10,500	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	福守第一	
電力供給	倉吉市 不入岡184-1	本柱3本 支線3条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	9,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	福守第二	
電力供給	東伯郡羽合町 長瀬1697	本柱1本 支線1条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	3,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	浜	
電力供給	東伯郡北栄町 電谷414-2	本柱2本 支線2条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	6,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	栄第一	
電力供給	東伯郡北栄町 島1042-1	本柱1本 支柱1本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	3,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	栄第二	
電力供給	東伯郡琴浦町 光468	本柱3本 支線2条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	7,500	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	みどり	
電力供給	倉吉市 巖城町	本柱1本 支柱1本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	3,000	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	三明寺	
電力供給	倉吉市 米田町152	本柱1本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	1,500	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	米田	
電気 通信線路	倉吉市 小田	本柱1本	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	1,500	鳥取市富安二丁目137 NCN	上井	
電気 通信線路	倉吉市 上米積469	本柱1本 支線1条	R3.2.22	H18.3.8	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	3,000	鳥取市富安二丁目137 NCN	高城第一	
電気 通信線路	倉吉市 馬場町68、69	本柱1本	R3.2.22	H18.7.3	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	1,500	鳥取市富安二丁目137 NCN	和田	
電気 通信線路	倉吉市 馬場町102-2等	本柱3本 支線2条	R2.11.9 【変更・増 額】	H28.10.17	H28.10.17~ R3.3.31	月額 年額	6,625	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	和田	
電気 通信線路	倉吉市 馬場町102-2等	本柱3本 支線2条	R3.1.27	H28.10.17	R3.4.1~ R8.3.31	月額 年額	7,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	和田	
工事	倉吉市 馬場町102	24㎡	R2.7.27	R2.7.27	R2.7.27~ R2.9.30	月額 年額	2,473	倉吉市井手畑158 (株)ベクト産業	和田	
工事	倉吉市 馬場町102	24㎡	R2.11.20	R2.11.20	R2.12.7~ R3.2.15	月額 年額	2,661	倉吉市井手畑158 (株)ベクト産業	和田	
石柱型碑	倉吉市 米田町724-2	0.16㎡	R3.3.4	H21.3.4	R3.4.1~ R4.3.31	免除	免除	倉吉市葵町722 倉吉市	米田	
計							106,259			
普通財産									該当なし	
計										
合計							106,259			

イ 建物

(令和3年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	電気通信線路	倉吉市清谷町1386	光ファイバーケーブル1ヶ所	R3.3.4	H23.6.7	R3.4.1~R8.3.31	月額・年額	1,500	松江市母衣町115株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	清谷
	電気通信線路	倉吉市中河原359-14	光ファイバーケーブル1ヶ所	R2.4.9	R2.4.9	R2.4.15~R6.3.31	月額・年額	1,500	大阪市中央区瓦屋町一丁目3-10(株)NTTマーケティングアク	小鴨
	電気通信線路	倉吉市小鴨650-2	光ファイバーケーブル2ヶ所	R2.5.11	R2.5.11	R2.5.11~R7.3.31	月額・年額	1,375	愛媛県松山市一番町四丁目2番地(株)NTTマーケティングアク	小鴨
	電気通信線路	倉吉市馬場町203-3	光ファイバーケーブル0.03㎡	R2.6.1	R2.6.1	R2.6.1~R7.3.31	月額・年額	8,300	愛媛県松山市一番町四丁目2番地(株)NTTマーケティングアク	和田
	電気通信線路	倉吉市米田町724-2	光ファイバーケーブル0.05㎡	R2.7.22(変更R3.1.27)	R2.7.22	R2.8.1~R7.3.31	月額・年額	6,640	大阪市中央区瓦屋町一丁目3-10(株)NTTマーケティングアク	米田
	電気通信線路	倉吉市不入岡184-1	光ファイバーケーブル1ヶ所	R2.9.8	R2.9.8	R2.9.8~R7.3.31	月額・年額	875	大阪市中央区瓦屋町一丁目3-10(株)NTTマーケティングアク	福守第二
	電気通信線路	倉吉市上米積813	光ファイバーケーブル1ヶ所	R2.9.23	R2.9.23	R2.10.1~R7.3.31	月額・年額	750	愛媛県松山市一番町四丁目2番地(株)NTTマーケティングアク	高城第一
	電気通信線路	倉吉市上灘町20	光ファイバーケーブル0.02㎡	R2.12.22	R2.12.22	R3.1.1~R7.3.31	月額・年額	2,490	大阪市中央区瓦屋町一丁目3-10(株)NTTマーケティングアク	上灘
計							23,430			
普通財産										該当なし
計							0			
合計							23,430			

(2) 物品

(令和3年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住所	氏名			
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.7.8~ R2.7.15	月額・年額	0	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町長	琴浦町森藤地内	農業用爆音機の騒音測定		
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.7.16~ R2.7.27	月額・年額	0	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町長	琴浦町森藤地内	農業用爆音機の騒音測定		
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.7.30~ R2.7.31	月額・年額	0	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町長	琴浦町森藤地内	農業用爆音機の騒音測定		
照度計	1	LM-332	R2.7.20~ R2.7.31	月額・年額	0	倉吉市葵町722 倉吉市長	倉吉市役所	職場巡視		
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.8.18~ R2.8.28	月額・年額	0	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町長	琴浦町森藤地内	農業用爆音機の騒音測定		
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.9.23~ R2.9.28	月額・年額	0	倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所長	北栄町由良宿	チェーンソー使用に係る騒音測定		
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.9.28~ R2.10.2	月額・年額	0	倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所長	琴浦町上法万	果樹園の防鳥装置の音量測定		
照度計	1	LM-332	R2.9.29~ R2.10.2	月額・年額	0	倉吉市葵町722 倉吉市長	倉吉市役所	職場巡視		
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.10.27~ R2.11.4	月額・年額	0	倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所長	三朝町横手	チェーンソー使用に係る騒音測定		
望遠鏡	1	ビケンポルタ II A80MF	R2.10.21~ R2.10.29	月額・年額	0	倉吉市下余戸114 倉吉市立西郷小学校	西郷小学校	天体観測会		
騒音計	1	㊦ NL-42EXK	R2.11.5~ R2.11.10	月額・年額	0	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町長	湯梨浜町下浅津	住民からの騒音相談		
照度計	1	LM-332	R2.11.24~ R2.11.27	月額・年額	0	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町	三朝町三朝地内	三朝温泉街街灯の照度計測		
騒音振動処理機	1	SV-76	R3.3.18~ R3.3.25	月額・年額	0	鳥取市東町1-271 鳥取県企業局	若桜町地内	発電所振動測定		
合計					0					

10 借受不動産明細調べ 該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

12 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

13 備品の処分状況調べ

(令和3年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	(保管換年月日) 取得年月日	不 用 定 年 月 日	処 分				備 考	
			売 払 棄 却 の 別	売 払 方 法 ・ 棄 却 理 由	処 分 年 月 日	売 払 額		処 分 費 用
A T P 拭取測 定器	H18.6.30	R2.6.16	棄却	インターネット売却でも買手がいなかったため	R2.6.18	-円	-円	
合 計								

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有 ・ 無

(2) 物品確認の実施状況

有 ・ 無

< 共通様式に追加 >

15 食品衛生施設の監視の状況

* 対象施設の選定方針

- ・令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画に基づき以下の施設を重点施設に選定
- ①過去2年間に食品衛生法違反等の処分を受けたことのある施設
- ②1回に300食又は1日に750食以上提供する大量調理施設
- ③生食用食肉等取扱い施設
- ④野生鳥獣肉処理施設
- ⑤厳重な衛生管理が求められる食品の製造施設であって、高度な衛生管理が未導入な施設
- ⑥広域流通する食品の製造施設
- ⑦事故が発生した場合、子供、老人等の身体的弱者に重篤な影響を及ぼす可能性のある給食施設

* 当年度重点検査事項

- ①食品の取り扱いが衛生的かつ適正な温度管理の下で行われているか。
- ②基準に適合した添加物の使用がなされているか。
- ③規格基準に適合しない食品や器具等の使用、製造又は販売がないか。
- ④法に定める表示基準に適合しているか。
- ⑤鳥取県食品衛生条例に定める措置基準及び施設基準に適合しているか。

(令和3年3月31日現在) (単位:箇所、件)

区分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
許可を要する施設	一般食堂・レストラン等	533	254					【営業停止処分】 0件
	仕出し屋・弁当屋	71	46					【文書指導】 3件 規格基準違反 1件 菓子製造業
	旅館	80	79					
	その他	364	250					
	菓子(パンを含む。)製造業	210	130	1	1		1	
	乳処理業	1	5					衛生規範不適合 ^{注1)} 1件 飲食店営業(仕出屋・弁当屋)
	特別牛乳さく取処理業	0	0					
	乳製品製造業	2	5					
	集乳業	1	5					
	魚介類販売業	165	141					注1)食衛法違反ではないため計上なし
	魚介類せり売営業	2	3					
	魚肉ねり製品製造業	6	13					無許可営業 ^{注2)} 2件 菓子製造業 1件 飲食店営業 1件
	食品の冷凍又は冷蔵業	13	17					
	かん詰又はびん詰食品製造業	8	9					
	喫茶店営業	223	80					
	あん類製造業	1	1					注2)許可施設ではないため計上なし いずれも指導後、許可取得
	アイスクリーム類製造業	34	35					
	乳類販売業	199	140					
	食肉処理業	13	16					
	食肉販売業	137	107					
食肉製品製造業	3	3						
乳酸菌飲料製造業	1	5						
食用油脂製造業	3	0						

	マーガリン又はショートニング製造業	0	0							
	みそ製造業	20	5							
	醤油製造業	6	9							
	ソース類製造業	17	12							
	酒類製造業	14	12							
	豆腐製造業	12	5							
	納豆製造業	0	0							
	めん類製造業	9	5							
	そうざい製造業	41	27							
	添加物製造業	0	0							
	食品の放射線照射業	0	0							
	清涼飲料水製造業	7	11							
	氷雪製造業	1	2							
	氷雪販売業	2	2							
	計	2,199	1,434	1	1				1	
許可を要しない施設	給食施設	学 校	6	9						
		病 院 ・ 診 療 所	7	0						
		事 業 所	0	0						
		保 育 所	21	8						
		そ の 他	33	16						
		合 計	67	33						
		乳さく取業		0						
		食品製造業		14						
		野菜果物販売業		51						
		そうざい販売業		31						
		菓子（パンを含む。）販売業		14						
		食品販売業（上記以外。）		38						
		添加物（規格なし）製造業		0						
		添加物販売業		0						
	氷雪採取業		0							
	器具容器包装等販売業		0							
	計		181							
	合 計		1,615	1	1				1	

16 狂犬病予防等の状況

(1) 狂犬病予防の状況

(令和3年3月31日現在) (単位:頭、件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規登録数	278	250	292	247	250
登録総数	4,532	4,267	4,232	4,141	3,959
注射済票交付	3,401	3,322	3,132	3,040	2,927
抑留・収容	22	16	17	20	16
うち保護箱	0	0	0	0	0
引取り相談件数	12	20	7	7	12
説 論	12	17	6	5	10
拒 否	0	1	0	0	0
拒否の理由	販売業者からの求め	0	0	0	0
	繰り返しの求め	0	0	0	0
	措置の指示に従っていない	0	0	0	0
	老齢又は疾病によるもの	0	1	0	0
	飼育困難と認められない	0	0	0	0
	譲渡取組を行っていない	0	0	0	0
	条例等に定める場合	0	0	0	0
引取り	0	2	1	3	3
成 犬	0	2	1	3	3
うち飼い犬	0	2	1	3	2
子 犬	0	0	0	0	0
うち飼い犬	0	0	0	0	0
返 還	15	10	12	15	12
譲 渡	4	7	3	9	7
処 分	4	3	0	3	0
うち収容後の病死等	4	2	0	2	0

(2) 動物愛護の状況

(令和3年3月31日現在) (単位:匹、頭、件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
猫	引取り相談件数	3	23	27	37	47
	説 論	24	19	18	31	44
	拒 否	1	0	0	0	0
	拒否の理由	販売業者からの求め	0	0	0	0
		繰り返しの求め	0	0	0	0
		措置の指示に従っていない	0	0	0	0
		老齢又は疾病によるもの	0	0	0	0
		飼育困難と認められない	0	0	0	0
		譲渡取組を行っていない	1	0	0	0
		条例等に定める場合	0	0	0	0
	引取り	64	19	68	24	21
	成 猫	4	9	8	4	12
	うち飼い猫	0	9	8	4	10
	子 猫	60	10	60	20	9
	うち飼い猫	0	0	0	3	0
返 還	1	0	0	1	1	
譲 渡	62	15	46	40	33	
処 分	13	2	17	8	3	
うち収容後の病死等	13	1	8	4	1	
負傷動物	生体収容	15	34	13	19	19
	死体収容	3	4	11	4	1
	返 還	0	0	0	0	1
	処 分	1	9	7	4	2

17 環境衛生監視等の状況

(1) 衛生関係施設監視等の状況

* 対象施設の選定方針

- 1 旅館・公衆浴場関係：鳥取県旅館業法施行条例及び鳥取県公衆浴場法施行条例に基づくレジオネラ属菌に係る水質検査の実施について調査、指導を行った。
- 2 理容・美容・クリーニング関係：各法律に基づき事業所の新規開設時の確認検査及び営業実態調査を行った。

* 当年度重点検査事項

住民の衛生環境への不安解消のため、住民生活に直接関わる項目を重点項目とした。

(令和3年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
営業関係施設	旅館業	159	77	5	5			・旅館業違反 (無許可営業=1件、水質基準(レジオネラ属菌)不適合=2件) ・美容所違反 (無届=1件2)
	興行場	13	1					
	公衆浴場	31	23					
	理容所	137	19					
	美容所	268	33	1	1		1	
	クリーニング所	56	13					
水道関係施設	水道法適用施設	35						
	その他の施設							
その他の施設	化製場等	7						
	畜舎及び家きん舎	5						
	特定建築物	31	13					
	建築物衛生法に係る登録事業所	24	2					
温泉関係施設	源泉	121	37					
	利用施設	128	54					
計		1,018	274	6	6			6

(2) 環境関係施設監視等の状況

ア 環境関係施設監視指導等の状況

* 対象施設の選定方針

- 1 水質関係：水質汚濁防止法に基づく排出基準が適用となる施設を中心に監視及び行政検査を行った。
- 2 大気関係：大気汚濁防止法に基づく排出基準が提供となる施設を中心に監視及び行政検査を行った。

* 当年度重点検査事項

住民の環境への不安解消のため、住民生活に直接関わる事項を重点項目とした。

(令和3年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区 分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
大気関係	法令 227 条例 1	14						【違反内容】 ・石綿条例 (事前着手=1) (事前調査結果の発注者への未説明=1)
水質関係	法令 502 条例 184	16						
石綿関係	法令 9 条例 95	9 60	2	2			2	
ダイオキシン類関係(法令)	11	5						
フロン関係	フロン類充填回収業者 25	6						
環境検査関係	工場・事業場排水 13 ばい煙測定 1 ダイオキシン類 7 地下水 16 海水浴場水 3 石綿 6 その他 1	16 1 1 36 8 6 1		1	1			
計	1,100	179	3	3			2	

イ 公害に関する苦情の状況

(令和3年3月31日現在) (単位：件)

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
H28年度	()	() 4	()	()	()	()	()	() 4	()	() 9
H29年度	()	() 4	()	()	()	()	()	() 1	()	() 5
H30年度	()	() 3	()	()	()	()	()	()	()	() 3
R元年度	() 1	() 4	()	() 2	() 1	()	() 1	()	()	() 9
R2年度	()	() 6	()	() 1	()	()	()	()	()	() 7

※上段の()は当該年度の未処理件数である。

(3) 廃棄物処理施設監視等の状況

ア 廃棄物処理施設監視指導の状況

廃棄物処理施設（中間処理施設・最終処分場等）、産業廃棄物処理業者事務所に立ち入りし監視指導を行うとともに、最終処分場の浸透水等の水質検査を行った。

* 監視指導目標

○ 立入検査

処理施設	積替え保管施設	4回/年		
	中間処理業者（焼却炉）	6回/年	中間処理業者（焼却炉以外）	4回/年
	最終処分場（管理型）	12回以上/年	最終処分場（安定型）	6回/年
事務所	収集運搬業	1回/年		
	中間処理業者（焼却炉）	2回/年	中間処理業者（焼却炉以外）	2回/年
	最終処分業者	2回/年		

○ 水質検査

安定型最終処分場	浸透水：生活環境項目	2回/年	健康項目	1回以上/年
	地下水：健康項目	1回以上/年		
管理型最終処分場	放流水：生活環境項目	4回以上/年	健康項目	2回以上/年
	地下水：健康項目	2回以上/年		

○ 溶出試験

中間処理施設（焼却炉）等の有害物質 1回/年

* 当年度重点検査事項

- ・ 監視時における維持管理基準及び構造基準の遵守
- ・ 排出事業所に対する指導
- ・ 浄化槽法定検査未受検者への指導
- ・ 自動車リサイクル法に基づく引取業者の業務確認（解体行為の禁止）

(令和3年3月31日現在) (単位:箇所、件)

区 分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
し尿処理施設	1	1						○廃棄物処理法の違反 ・行政処分 無許可の事業範囲変更=1 ・文書指導 多量保管=1 不適正処理=2 ・使用済物品放置防止条例の違反 (保管基準違反=0)
コミュニティー・プラント								
浄化槽	356	4	3	3			0	
ごみ処理施設	5							
一般廃棄物最終処分場	1	2						
産業廃棄物排出事業所		54	3	3			3	
産業廃棄物処理業者	136	-				1		
産業廃棄物中間処理施設	36	121	1	1			1	
産業廃棄物最終処分場	7	40						
使用済物品回収業者	11	25						
自動車リサイクル関連施設	引取業	47	6					
	フロン類回収業	21	6					
	解体業	6	7					
	破砕業	2	6					
計	629	272	7	7		1	4	
廃棄物関係検査	浄化槽放流水							
	一廃最終処分場水質	1	9					
	産廃最終処分場水質	7	34					
	廃棄物焼却施設焼却灰	1	1					
	その他	1	2					
計	10	46						

イ 不法投棄監視の状況

(令和3年3月31日現在) (単位:件)

区 分	不法投棄件数			当年度処理済件数	監視件数	処分等件数			主な違反事項等の概要
	前年度未処理	当年度発生	合計			告発	処分	文書指導	
H28年度	69	31	100	19	191				
H29年度	81	31	112	29	192				
H30年度	83	33	116	32	193				
R元年度	84	35	119	54	193				
R2年度	65	37	102	33	194				

18 鳥獣保護等の状況

(1) 傷病鳥獣救護等の状況

(令和3年3月31日現在)
(単位：件、人、日)

区分	傷病鳥獣救護件数		自然保護監視員巡視状況	
	鳥類	獣類	人数	1人平均巡視日数
H28年度	22	8	1	168
H29年度	16	5	1	145
H30年度	17	0	1	158
令和元年度	27	3	1	177
令和2年度	27	2	1	165

(2) 狩猟免許保有者等の状況

(令和3年3月31日現在) (単位：件、人)

区分	免許試験				免許保有		狩猟者登録数
	初心者		経験者		免許保有件数	免許更新件数	
	申請件数	免状交付件数	申請件数	免状交付件数			
網 獵	0	0	0	0	7	2	2
わな 獵	49	47	0	0	345	96	155
第一種銃狩猟	9	9	2	2	115	15	83
第二種銃狩猟	0	0	0	0	8	2	9
計	58	56	2	2	475	115	249

19 農薬、肥料販売・生産施設監視の状況

* 対象施設の選定方針

取扱い数の多い量販店(農協、卸販売、ホームセンター等)を監視対象とした。

(令和3年3月31日現在) (単位：件)

区分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な指導事項の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
農薬販売施設	79	9	0	0				
肥料販売・生産施設	100							
農薬使用者								
計	179	9	0	0	0	0	0	

20 食品表示法に基づく食品表示適正化指導の状況

* 対象施設の選定方針

消費者等からの食品表示不備に関する情報提供の対応、及び食品営業施設への衛生状況確認の際に食品表示の確認指導を行う施設とした

(令和3年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区分	調査施設数	処分等件数			主な違反事項等の概要
		告発	処分	文書指導	
食品スーパー(百貨店を含む)	59				
専門店	0				
その他(コンビニ)	2				
その他(直売所)	24				
その他(製造業)	36				
その他(販売業)	26				
計	147	0	0	0	

(注)区分については、各局の日報等業務に係るとりまとめの区分を基に作成すること。

2.1 住宅関連許認可等の処理状況の調べ

(1) 許認可等の状況

(令和3年5月31日現在) (単位: 件)

許認可等の名称 (法令名)	法定又は 標準処理 期限	有料 免除 の別	申請書(届出書)		許認可	不許認可 取下げ 不受理	翌年度 繰越
			前年度か らの繰越	新 規 (更新分を含む)			
建築確認等 (建築基準法)							
<確認申請>	7日及び	有料	0	47	47		0
<計画変更>	35日	有料	0	3	3		0
<計画通知>		免除	0	3	3		0
完了検査等 (建築基準法)							
<中間検査>	7日	有料	0	0	0		0
<完了検査>		有料	0	40	40		0
<計画通知>		無料	0	0	0		0
建築許可 (建築基準法)		有料	0	1	1		0
		無料	0	2	2		0
行政財産使用許可 (地方自治法)	8日 +関係機関協議日数	有料	0	30	30		0
		免除	0	1	1		0
都市公園行為許可 (鳥取県都市公園条例)	7日 +関係機関協議日数	有料	0	0	0		0
		免除	0	90	90		0
都市公園占用許可 (鳥取県都市公園条例)	8日 +関係機関協議日数	有料	0	32	32		0
		免除	0	31	31		0
合 計		有料	0	153	153		0
		免除	0	125	125		0
		無料	0	2	2		0

(2) 不許認可(取下げ、不受理)の状況

該当なし

2.2 県営住宅入居状況等調べ

<県直轄分>

(令和3年3月31日現在)

団地名 (所在地)	構造	建設年度	建設戸数		入居戸数		空家戸数		備考
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	
明治町団地 (倉吉市明治町二丁目)	中耐五階建	昭和62年度	20	100.0	19	95.0	1	5.0	政策空家1戸
旭田町団地 (倉吉市旭田町)	中耐三階建	昭和63年度	18	100.0	18	100.0	0	0.0	
越殿団地 (倉吉市広瀬町)	中耐四階建	昭和54年度	16	100.0	14	87.5	2	12.5	政策空家2戸
八幡団地 (倉吉市八幡町)	中耐三階建	平成6年度改 平成9年度	30	100.0	26	86.7	4	0.0	政策空家4戸
米田団地 (倉吉市米田町)	中耐四階建等	平成21年度改 平成17年度 平成19年度改	56	100.0	45	80.4	11	19.6	政策空家11戸
上灘団地 (倉吉市上灘町)	中耐四階建	昭和59年度 昭和60年度	32	100.0	23	71.9	9	28.1	政策空家9戸
福守第一団地 (倉吉市西福守町)	中耐三階建	平成3年度 平成4年度 平成5年度 平成7年度	66	100.0	60	90.9	6	9.1	政策空家6戸 (うち台風19号被災者受入住戸2戸)
福守第二団地 (倉吉市不入岡)	中耐三階建	平成5年度	24	100.0	23	95.8	1	4.2	政策空家1戸
河北団地 (倉吉市福庭町一丁目)	中耐四階建	昭和55年度 昭和56年度 昭和63年度	64	100.0	49	76.6	15	23.4	政策空家15戸
上井団地 (倉吉市小田)	中耐三階建	平成9年度 平成10年度 平成11年度	36	100.0	27	75.0	9	25.0	政策空家9戸
清谷団地 (倉吉市清谷)	中耐三階建	平成8年度	18	100.0	12	66.7	6	33.3	政策空家6戸
和田団地 (倉吉市馬場町)	中耐四階建	昭和53年度 平成18年度 平成20年度改 平成22年度改	88	100.0	61	69.3	27	30.7	政策空家27戸
鴨川団地 (倉吉市関金町安歩)	木造二階建	昭和57年度	4	100.0	2	50.0	2	50.0	政策空家2戸
県直轄分小計			472	100.0	379	80.3	93	19.7	政策空家93戸 (うち台風19号被災者受入住戸2戸)

※政策空家とは、廃止予定の団地、または大規模改修予定の団地で、入居を停止している団地の空家のこと。

<市町管理代行分>

(令和3年3月31日現在)

団地名 (所在地)	構造	建設年度	建設戸数		入居戸数		空家戸数		備考
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	
三明寺団地 (倉吉市巖城)	簡耐二階建	昭和61年度	7	100.0	2	28.6	5	71.4	政策空家5戸
北野団地 (倉吉市北野)	木造二階建	平成11年度 平成12年度 平成13年度	9	100.0	9	100.0	0	0.0	
小鴨団地 (倉吉市小鴨・中河原)	木造二階建等	平成8年度 平成9年度 平成10年度	14	100.0	13	92.9	1	7.1	
東和田団地 (倉吉市和田東町)	木造二階建	平成13年度 平成16年度	10	100.0	10	100.0	0	0.0	
高城第一団地 (倉吉市上米積)	木造二階建等	平成7年度 平成8年度 平成9年度 平成10年度	20	100.0	18	90.0	2	10.0	
浜団地 (湯梨浜町はわい長瀬)	木造二階建	平成9年度 平成10年度	10	100.0	10	100.0	0	0.0	
泊港団地 (湯梨浜町泊)	中耐三階建	平成6年度	18	100.0	18	100.0	0	0.0	
大野団地 (北栄町国坂)	木造二階建	平成11年度	6	100.0	6	100.0	0	0.0	
栄第一団地 (北栄町亀谷)	木造二階建	平成6年度 平成7年度	8	100.0	7	87.5	1	12.5	
栄第二団地 (北栄町大島)	木造二階建等	平成16年度	8	100.0	7	87.5	1	12.5	
赤碓港団地 (琴浦町赤碓)	中耐四階建	昭和48年度	16	100.0	6	37.5	10	62.5	政策空家10戸
みどり団地 (琴浦町光)	簡耐二階建	昭和55年度 昭和56年度	18	100.0	8	44.4	10	55.6	政策空家10戸
市町管理代行分 小計			144	100.0	114	79.2	30	20.8	政策空家25戸
県営住宅合計			616	100.0	493	80.0	123	20.0	政策空家118戸 (うち台風19号被災者 受入住戸2戸)

※政策空家とは、廃止予定の団地、または大規模改修予定の団地で、入居を停止している団地の空家のこと。

○意見・要望等

(1) 業務に関する意見・要望等 特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等 特になし